

岬町告示第65号

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、岬町都市整備部下水道課において令和7年9月30日から一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

岬 町 長 田 代 堯

1. 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和7年10月1日

2. 下水を排除及び処理すべき区域

岬町深日の一部(別添図面の区域)

3. 供用を開始しようとする排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
8-0②-1	岬町深日地内	岬町深日地内
8-0②-2	岬町深日地内	岬町深日地内
8-0③	岬町深日地内	岬町深日地内
8-1-1	岬町深日地内	岬町深日地内
8-2①	岬町深日地内	岬町深日地内
8-2②	岬町深日地内	岬町深日地内
8-2③	岬町深日地内	岬町深日地内
8-2④	岬町深日地内	岬町深日地内
9-1-4-1	岬町深日地内	岬町深日地内

4. 供用を開始しようとする排水施設の合流式及び分流式の別

分 流 式

5. 下水の処理が開始される終末処理場の位置及び名称

(1)位 置 泉南市りんくう南浜1番

(2)名 称 南大阪湾岸南部処理場